

**生活保護世帯・生活困窮世帯に対する  
「久留米市子どもの学習・生活支援事業」  
業務委託公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

この要領は、令和7年度から令和11年度までの、子どもの学習・生活支援事業（以下、事業という。）の委託事業者の選定において、より質の高い支援体制を確保するとともに、生活保護世帯及び生活困窮世帯への連続的かつ包括的な支援をより効果的、効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施することについて、必要な事項を定めるものである。

**2 委託期間**

委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

**3 業務内容**

生活保護世帯及び生活困窮世帯（久留米市生活自立支援センターで支援を受けている世帯をいう。）のうち、貧困の連鎖の防止の観点から、子どもの就学や進学に課題を抱える保護者及び就学中の小学5年生から中学3年生の児童・生徒に対し、「アウトリーチ」並びに「社会的居場所」の支援方法により、以下の支援を実施する。ただし、社会的居場所の利用対象者は、原則中学生とする。

(1) 学習支援

社会的居場所における高校等受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ

(2) 進路選択等に関する支援

ア 進路相談等

イ 奨学金や貸付制度など必要な情報の提供

ウ 関係機関との連携調整

(3) 生活習慣・育成環境の改善

ア 子どもに対する支援

(ア) 家庭環境や学習等に関する相談支援

(イ) 日常生活習慣の形成

(ウ) 社会性の育成

(エ) 体験活動等

イ 保護者に対する支援

(ア) 子どもの養育、進学等に必要な知識の情報提供等

(イ) 家庭訪問や面談を通じた世帯全体への支援

(4) その他、貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

**4 実施場所**

久留米市庁舎内（久留米市城南町 15 番地 3）の他、久留米市内

## 5 委託料

委託料の見積金額の上限は、69,380千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。なお、年度ごとの上限額は次のとおりとする。

年 度	上限額
令和 7年度	13,876千円
令和 8年度	13,876千円
令和 9年度	13,876千円
令和10年度	13,876千円
令和11年度	13,876千円
合計	69,380千円

## 6 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

## 7 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 福岡県内に事業所があり、生活保護法（昭和25年法律第44号）もしくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく子どもに関する支援事業の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (5) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ① 久留米市内 国税等、県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
  - ② 久留米市以外の福岡県内 国税等、県税
- (6) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であって、その役員が暴力団員である者でないこと。

納税等証明書(参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類)

所在地区分		税区分		法人	個人
			税目		
市内	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未税がない証明(納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、 軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	

(例1: 市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2: 県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

## 8 実施スケジュール

手続きは、以下のスケジュールにて実施するものとする。

実施内容	実施期間または期日
公募開始	令和6年 9月 9日 (月)
説明会	令和6年 9月 17日 (火)
質問書の提出期限	令和6年 9月 30日 (月)
質問書に対する回答	令和6年 10月 7日 (月)
参加申込書等提出期間	令和6年 9月 9日 (月) から 令和6年 10月 15日 (火)
資格審査の結果通知	令和6年 10月 25日 (金)
企画提案書等の受付期間	令和6年 10月 25日 (金) から 令和6年 11月 8日 (金)
プレゼンテーション・候補者選定の審議	令和6年 11月 20日 (水)
審査結果通知の送付	令和6年 12月 6日 (金)
契約締結	令和6年 12月 23日 (月)

## 9 質疑・回答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問書(第6号様式)を電子メールに添付して、「20 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問書の受付期限

令和6年9月9日(月)から令和6年9月30日(月)午後5時15分まで(必着)

(3) 回答方法

令和6年10月7日(月)までに、質問書(第6号様式)に記載したメールアドレス宛に、質問回答書(第7号様式)により、電子メールで回答する。また、必要に応じて他の企画提案参加事業者と同内容を通知する。

## 10 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、次項のとおり書類を提出すること。なお、資格審査により、不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

## 11 参加申込書等の提出

(1) 提出書類(⑤、⑥は、参加申込期限から3か月以内に発行されたものに限る。)

①参加申込書(第1号様式) 1部

②参加資格に係る申立書(第2号様式) 1部

③役員等調書及び照会承諾書(第3号様式) 1部

④委任状(第4号様式) ※本業務において契約権限等を委任する場合のみ 1部

⑤登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書) 1部

⑥国税、都道府県税及び市区町村税の滞納なし証明書 1部

⑦直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 1部

(2) 提出期間及び時間

令和6年9月9日(月)から令和6年10月15日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、当日消印有効。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出することとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。ただし、郵送の場合は、受け取り日時及びは配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「20 問い合わせ先」に記載する担当窓口

## 12 企画提案書等の提出

参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。なお、提案書作成にあたっては、「15 提案書選定及びヒアリングの主眼点、評価事項」を参考に、作成するものとする。

(1) 企画提案を求める項目

① 実施方針

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の趣旨と動向並びに久留米市の現状

を踏まえ、貧困の連鎖の防止を目的とした子どもの学習の必要性、生活支援の必要性等に対する基本的な考え方を説明すること。

② 業務実施体制

ア アウトリーチ型支援従事者の人員体制

- ・実務者数、資格、経験年数、雇用形態、出務体制、欠員に対するバックアップ体制

イ 居場所型支援従事者の人員体制

- ・実務者数、資格、経験年数、雇用形態、出務体制、欠員に対するバックアップ体制

ウ 従事者の研修体制

支援員等に対する専門技術・知識の向上のための取組、研修体制

③ 事業実施計画

ア アウトリーチ型支援への取組

- ・支援対象世帯及び支援対象者の状況に応じた、効果的な支援プログラムや支援計画の策定の考え方と手法
- ・社会資源の活用を踏まえた開拓及び地域社会資源のネットワークづくり手法等
- ・関係機関との連携体制の手法

イ 社会的居場所型支援への取組

- ・家庭に居場所のない子どもの居場所づくりへの考え方と手法
- ・高校進学等を念頭に置いた学習習慣や学力向上の考え方と手法
- ・体験活動への考え方と手法

ウ データの分析

- ・貧困世帯や貧困世帯の子どもの現状分析、及び事業の実施状況、課題等についての評価、分析の手法
- ・評価や分析結果の活用の仕方や手法

エ 個人情報保護に関する取組

- ・業務に関する個人情報保護の対策、運用体制

④ 業務実績

生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づく、子どもの学習・生活支援事業、その他生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業、生活保護の自立支援プログラム事業等の受注実績

⑤ 見積額

(2) 提出書類

① 提案書の表紙（第5号様式）

- ② 提案書は自由様式とする。但し、提案書の用紙サイズは、原則としてA4とする（図面、証明資料についてはA3版とし、折り込むことは可）。提案書の枚数は、表紙を除き20ページ（両面印刷した場合は10枚）までとする。

(3) 提出部数

正本1部・副本10部

(4) 提出期間及び時間

令和6年10月25日(金)から令和6年11月8日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、当日消印有効。

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出することとし、(4)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。ただし、郵送の場合は、受け取り日時及びは配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等については、市はその責めを負わない。

(6) 提出先

「20 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(7) その他

原則、資料の差し替え・修正は認めないこととする。また、提出された提案書の内容について、久留米市より問い合わせを行う場合がある。

### 1.3 受託候補者の選定方法

提案書及びヒアリング結果等を総合的に評価し選定する。

企画提案書提出者に対し、下記の要領でヒアリングを行う。なお、審査については、本プロポーザル審査委員会の委員長及び委員が審査・選考を行い、候補者を選定する。

- (1) 総評価点(各評価者の評価点の合計。以下同じ。)が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 総評価点と同じ場合は、価格点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- (3) 最低基準は、企画・実績点(各評価者の評価点の合計。以下同じ。)の6割とし、最低基準未満の事業者は受託候補者として選定しない。
- (4) 提案者が1者の場合でも評価審査を行い、最低基準に達している場合は、受託候補者として選定する。

### 1.4 ヒアリング(プレゼンテーション含む)

- ①日時 : 令和6年11月20日(水)
- ②会場 : 久留米市役所本庁舎3階 303会議室
- ③内容 : 1者あたりのヒアリング時間は30分以内  
(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)
- ④その他 : 企画提案書を用いた説明とし、必要なパソコン等の機器は、提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては、本市で準備する。

## 1.5 提案書選定及びヒアリングの主眼点、評価事項及び配点

提案書を選定する主眼点（評価項目）は、別添「企画提案の評価項目・配点」のとおりとする。

※ 総評価点の算出方法は、次のとおり算定する。

- ・企画提案及び業務実績の各評価項目＝配点×評価値（5点～0点）
- ・価格提案＝配点×提案価格のうち最低価格／当該事務所の提案価格

※ 価格提案の評価点は、小数点第2を四捨五入し小数点第1までとする。

※ 最低基準は、企画・実績点の6割とし、最低基準未満の事業者は、受託候補者として選定しない。

満点＝価格提案を除く配点40点×評価値5＝200点

## 1.6 選考結果

- （1）通知方法 ヒアリングを行った全ての者に文書にて通知する。
- （2）通知時期 令和6年12月6日（金）

## 1.7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- （1）参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- （2）実施要項に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- （3）実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- （4）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- （5）プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- （6）価格提案書の金額が、予定価格を超える見積額を提案した場合

## 1.8 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 1.9 その他

- （1）参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、市に提出すること。

- （2）提出書類

①提案書の提出は、1者につき1案とする。

- ②提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外に利用しない。
- ④本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な書類は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立て

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 20 問い合わせ先

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市健康福祉部生活支援第2課 担当 古賀 理恵子、古賀 智己

電話 0942-30-9023 FAX 0942-30-9710

メール hogo@city.kurume.lg.jp

(別 添)

久留米市子どもの学習・生活支援事業

【企画提案の評価項目・配点】

	区分	評価項目	評価の観点	配点		
1	実施方針	生活困窮者自立支援法、生活保護法に対する見識	本市の実施する生活困窮者自立支援事業や生活保護実施について、現状と課題を的確に把握しているか	4	8	企画・実績
		子どもの学習・生活支援事業に対する見識	貧困の連鎖の防止を目的とした子どもの学習・生活支援の必要性について、的確に把握しているか	4		
2	業務実施体制	従事者の人員体制	(アウトリーチ型) 相談支援員の実務者数、資格、経験年数、雇用形態、出務体制、欠員時のバックアップ体制は、効果的、効率的な体制になっているか	3	9	
			(居場所型) 学習支援員の実務者数、資格、経験年数、雇用形態、出務体制、欠員時のバックアップ体制は整備されているか 大学生ボランティアの活用があるか	3		
		従事者の研修体制	相談支援員、学習支援員等に対する専門技術・知識向上のための取組、研修体制が組織的に整備されているか	3		
3	業務実施計画	アウトリーチ型支援への取り組み	事業の支援プログラムや支援計画は適切で効果的なものになっているか	3	17	
			社会資源の活用を踏まえた開拓及び地域社会資源ネットワークづくりは具体的、実現的、効果的なものになっているか	2		
			関係機関との連携体制は取られているか	2		
		社会的居場所型支援への取り組み	子どもが安心・信頼できる居場所づくりへの提案がされているか	2		
			高校進学等を念頭に置いた学校の勉強の復習、学習の習慣づけが提案されているか	2		
			体験活動等への取り組みが提案されているか	2		
		データの分析及び活用	貧困世帯や貧困世帯の子どもの現状分析、事業の実施状況や課題等についての評価、分析の手法	2		
個人情報保護に関する取組	業務に関する個人情報保護の対策、運用体制は組織的なものになっているか	2				
4	業務実績	事業の受注実績	子どもの学習・生活支援事業の受注実績の状況	4	6	
		各種支援事業の受注実績	本事業以外の生活困窮者自立支援事業の各種支援事業、生活保護の各種自立支援プログラム事業等の受注実績の内容	2		
(合計)				40	40	
5	価格提案	子どもの学習・生活支援事業業務委託料の提案価格	事業の業務委託料の価格提案に対する評価点の算出方法次のおりとする ※ 配点 × (提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格)	50	50	価格